

## 呉市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生による通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し支援を行うことで、必要な介護サービスを継続して提供できる環境を整備することを目的として、介護サービス事業所・施設等を運営する者に対し、呉市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、呉市補助金等交付規則(昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。)の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

2 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(別表1(ア)の事業を除く。)及び居宅療養管理指導事業所をいう。

3 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)をいう。

4 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)をいう。

5 この要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは、介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所をいう。

6 この要綱において「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所をいう。

### (交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象者(以下「補助事業者」という。)は、呉市内に所在する介護サービス事業所・施設等であって、別表1の「交付対象」欄のいずれかに該当するものを運営する者とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、令和4年4月1日以降に補助事業者が行った緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業とする。

3 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1の「対象経費」欄に定める、緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用及び連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、介護サービス事業所・施設等ごとに、別表1に定める基準単価と補助対象

経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業終了後に、別記様式第1号の交付申請書兼実績報告書に係る書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、市長が別途定める日とする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2号により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納入させることがある。

2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第3号により補助事業者に対し通知する。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実施規定)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年8月5日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年3月31日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年9月30日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年12月28日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月21日から実施し、令和5年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年11月8日から実施し、令和5年度分の補助金から適用する。